

## 原子力発電所の放射線管理者教育の現状

三ヶ尻元彦<sup>\*)</sup>

<sup>\*)</sup> 元（株）東芝、元（財）放射線影響協会

### 1. 放射線管理業務と放射線管理者の位置づけ

原子力発電所では、定期検査工事等における放射線安全を担保するための放射線管理機能が不可欠である。放射線管理のうち「施設管理」、「器材管理」、「図書管理」は施設設置者が主体で行う業務であるが、「作業管理」、「個人管理」は定検工事等を請負う会社が施設設置者の指導・協力のもとで行う業務であり、関係部門との綿密な調整が必要となる業務である。そのため、請負会社の放射線管理者が最もその技量を発揮すべき業務である。

第1種放射線取扱主任者等の資格は法令で規定されているが、原子力発電所等で放射線管理を行う者の資格に関する法的定めはない。また、放射線業務従事者の教育については法令で規定されているが、放射線管理者の教育について規定した法令はない。

一方、電力会社の放射線管理仕様書（以下「放管仕様書」という）において、放射線管理責任者、放射線管理員および放射線管理補助員（以下それぞれ「放管責任者」「放管員」「放管補助員」という）の職務と資格要件が規定されている。資格要件は、放管責任者および放管員に対し一定の知識レベルと経験度を要求するものである。

原子力発電所の定検工事等を受注する元請各社は、これらの要求を満足すべく、また自社の放射線管理品質の向上を図るべく、放射線管理者に専門教育機関の講習や自社の講習を受けさせる等の努力をしている。

### 2. 放射線管理者教育の現状と提言

放管責任者と放管員の資格要件の差異は、知識・技能のランク（放射線取扱主任者の第1種レベルか第2種レベルか）と原子力発電所における実務経験の長さ（3年以上か1年以上か）である。これらの資格要件は、現在の教育内容で十分達成できていると思われる。

一方、職務についての差異は、放管員は担当する班のみの責任を持つのに対し、放管責任者は、現場代理人の補佐であり、放射線管理計画の審査・承認を行うとともに、放管員、放管補助員を指揮する立場にある。現場代理人は、工事管理、工程管理、安全管理、労務管理等の全てに責任を持つもので、放管責任者はそれを補佐する立場にある。従って、放管責任者は、発注者の電力会社はもとより、所属する会社の立場にたって現場代理人への意見・具申を行うとともに、工事部門、労務管理部門（産業医、保健師等を含む）等関係者と良好に協議し、放射線安全の確保に努めなければならない。

このような観点から、放管員の次のステップとしての放管責任者への教育、即ち、放管責任者が現場代理人を補佐し、関係者と協議、調整する際に必要となる「原子力の必要性と社会の受容」、「放射線管理業務の体系と相互関連」、「コンプライアンスやコミュニケーションの重要性と適用」、「国内法令（ICRP勧告）の体系、変遷と根拠」等々に関する知識・技能の教育が必要と考えている。以上